平成２２年（フ）第４４７号
埼玉県草加市吉町４丁目10番37号
債務者　増元　正弘
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５７５号
埼玉県所沢市美原町１丁目2923番地の２
パークサイドハイム101
債務者　波多野　**隆**
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５８１号
埼玉県川越市大字藤間79番地７　グロリアスマンション301号室、前住所埼玉県川越市大字寺尾635番地２
債務者　大村　敦子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２８号
千葉県香取市府馬3546番地１
債務者　前田　順子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２２年（フ）第１５８９号
名古屋市熱田区二番１丁目５番29号　グレイス六番町1002号
債務者　松本　洋美
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８１４号
愛知県尾張旭市北山町六反田47番地
債務者　近藤左登美
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０６８号
名古屋市中川区春田２丁目32番地　春田荘７棟704号
債務者　古橋　保満
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１０４号
名古屋市西区清里町69番地の88　市営比良荘中４棟1407号
債務者　加藤　直子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１２０号
名古屋市千種区下方町６丁目28番地　ハニリリカⅡ310号
債務者　間宮　美樹
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２５号
愛知県一宮市大江３丁目13番13号
債務者　荒川　幸成
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３２７号
愛知県犬山市大字羽黒字上前川原15番地　５棟203
債務者　大石　浩典
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３２９号
愛知県江南市藤ケ丘４丁目１番地７　江南団地71棟208号
債務者　岸　　妙子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３４３号
愛知県稲沢市奥田町寺切5609番地１
債務者　鹿島　清澄
1　決定年月日時　平成22年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第７８１号
京都府久世郡久御山町林宮ノ後３番地１　44棟304号
債務者　山本さゆり
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８０５号
京都府木津川市相楽台８丁目10番地４
債務者　林　　泰正
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９５８号
京都府宇治市蒐道谷下り36番地の17　清風荘１棟１号
債務者　水口　利雄
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９５９号
京都府宇治市蒐道谷下り36番地の17　清風荘１棟１号
債務者　水口　礼子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係